

愛知県林業経営体公募・公表要領

平成 31 年 3 月 29 日付け

30 林第 766 号 農林水産部長通知

(最終改正 令和 8 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 本県の森林資源が充実する中、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくため、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体を確保することが重要となっている。

そのため、本県が作成する林業経営体名簿への登録を希望する林業経営体を公募し、登録・公表することで、森林所有者、事業発注者等が登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

(林業経営体の定義)

第 2 林業経営体とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

(林業経営体の公募)

第 3 知事は、県内において造林、保育、伐採その他の森林における施業を行う林業経営体（暴力団員及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を除く。）のうち、次の登録区分への登録を受けようとする林業経営体を公募する。

(1) 「意欲と能力のある林業経営体」

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定に基づき公表する民間事業者。

(2) 「適合事業者」

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 44 条第 2 項の規定に基づき公表する民間事業者。

(3)「育成経営体」

林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）3（2）に基づき、林業経営の集積・集約化の受け皿となり効率的かつ安定的な林業経営を目指す林業経営体。

(応募の方法)

第4 第3の公募に応募する者（以下「応募申請者」という。）は、様式1-1又は1-2及び下記の①から⑫（②については-1又は-2のいずれか）を記載した様式2、3、4による応募申請書を知事に提出するものとする。

- ①基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- ② -1 生産量の増加又は生産性の向上に関する情報
- ② -2 経営管理の対象となる森林面積の増加に関する情報
- ③ 林業機械の保有状況に関する情報
- ④ 生産管理又は流通合理化等に関する情報
- ⑤ 造林・保育の省力化と低コスト化に関する情報
- ⑥ 主伐後の再生林に確保に関する情報
- ⑦ 生産や保育の実施体制の確保に関する情報
- ⑧ 伐採・造林に関する行動規範等の策定等に関する情報
- ⑨ 雇用管理の改善及び労働安全対策に関する情報
- ⑩ コンプライアンスの確保に関する情報
- ⑪ 常勤役員の設置に関する情報
- ⑫ その他知事が定める情報

2 前項の応募申請書には、別表1に掲げる書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業主、または森林経営管理法第36条第2項もしくは第44条第2項の規定により公表されている民間事業者である場合には、同一事項で、内容の変更のないものに係る書類の提出を省略することができるものとする。

3 知事は、必要に応じ応募申請者に対して情報提供を求めることとする。

4 「意欲と能力のある林業経営体」の登録に係る応募申請書は、林業経営体が森林経営管理法第37条第2項に規定する経営管理実施権の設定を受けることを希望する市町村に提示する。

市町村は、提示された情報を踏まえて、「意欲と能力のある林業経営体」とし

て登録すべき林業経営体を推薦することができる。

- 5 「適合事業者」の登録に係る応募申請書は、林業経営体が森林経営管理法第43条第2項に規定する一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する市町村に提示する。

市町村は、提示された情報を踏まえて、「適合事業者」として登録すべき林業経営体を推薦することができる。

(登録の実施)

- 第5 知事は、第4による応募があった場合において、当該応募の内容が別紙1「愛知県林業経営体登録基準」に適合すると認めるときは、その応募の内容に関する情報を整理し、様式5の林業経営体名簿に登録するものとする。

なお、「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」への登録に応募申請した林業経営体について、「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」の登録基準に適合しないが、「育成経営体」の登録基準に適合する場合は、「育成経営体」として登録する。

- 2 知事は、「意欲と能力のある林業経営体」として登録した林業経営体のうち、別紙2「「あいちの五つ星林業経営体」の認定について」に規定する認定基準に該当する場合は、「あいちの五つ星林業経営体」に認定し、林業経営体名簿に明記する。

- 3 知事は、第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式6により応募申請者に通知するものとする。

なお、農林水産事務所において登録した場合は、農林水産事務所長（以下、「所長」という。）は、農林基盤局長（以下、「局長」という。）に様式7により報告するものとする。

- 4 知事は、「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」を登録したときは、様式8により関係市町村に通知するものとする。

(登録の有効期間)

- 第6 第5の第1項の登録の有効期間は5年とする（終期は、5年目の日を含む事業年度の末日まで。）。ただし、林業経営体名簿に登録される林業経営体（以下「登録経営体」という。）が、認定事業主である場合は、改善計画と同期間とする。

- 2 登録経営体は、更新を受けることができるものとする。

(変更の届出)

第7 登録経営体は、第4の第1項の①及び⑩に掲げる事項に変更があったときは、様式9により知事に届け出るものとする。

2 登録経営体は、第4の第1項の②から⑨及び⑪、⑫に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、様式9により知事に届け出ることができるものとする。

3 知事は、第1項及び第2項の規定による届出があった場合において、その内容が知事が定める別紙1「愛知県林業経営体登録基準」に適合すると認めるときは、その届出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。

4 知事は、前項の規定による変更登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式10により登録経営体に通知するものとする。

なお、農林水産事務所において登録した場合は、所長は、局長に様式11により報告するものとする。

5 知事は、「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」の変更登録をしたときは、様式12により関係市町村に通知するものとする。

6 第1項及び第2項の規定による届出については第4の第2項の規定を準用する。

(林業経営体名簿の公表)

第8 知事は、様式5の林業経営体名簿を公表し、閲覧に供するものとする。

なお、県のホームページでの公表は、様式13によるものとする。

(登録の取消)

第9 知事は、登録経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- ① 別紙1「愛知県林業経営体登録基準」に適合しなくなると認められる場合
- ② 登録経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合
- ③ 登録経営体からの申出があった場合
- ④ 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽が確認された場合
- ⑤ その他都道府県知事が定める場合

2 知事は、前項の規定による登録の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を様式 14 により登録経営体に通知するものとする。ただし、②の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

なお、農林水産事務所において登録を取り消した場合は、所長は、局長に様式 15 により報告するものとする。

3 知事は、「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」の登録を取り消したときは、様式 16 により関係市町村に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第 10 登録経営体は、応募申請書に記載した内容について毎事業年度の取組状況を様式 17 の実施状況報告書に様式 18、19 を添付し、当該報告に係る事業年度の終了後 3 月を超えない日までに報告する。

なお、農林水産事務所において報告を受けた場合は、所長は、局長に写しを提出するものとする。

(書類の提出)

第 11 この要領に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- (1) 主たる事業所の所在地が、名古屋市内であるときは、農林基盤局に、その他の市町村であるときは、所轄の農林水産事務所に提出するものとする。
- (2) 県内に事業所を有しないときは、農林基盤局に提出するものとする。

(その他)

第 12 この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(附則)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要領は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

(附則)

この要領は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

(附則)

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

(添付書類一覧)

書類名称	個人	法人
登記事項証明書	—	○
住民票の写し	○	—
県税の納税証明書	○	○
経営管理に関する情報（様式2）	○	○
効率的かつ安定的な経営管理に係る添付書類		
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	○	○
森林経営プランナー認定証の写し	○	○
主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	○	○
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類	○	○
フォレストマネージャー、フォレストリーダー、林業技能士（1級又は2級）を証明する書類の写し	○	○
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	○	○
労働者の雇用に関して交付している文書の様式	○	○
就業規則の写し	○	○
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	○	○
修了証の写し等労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況が確認できる書類	○	○
県内に事業所を有しないが、適切に森林経営を実施することができる根拠を説明する資料	○	○
個人情報の取扱いに関する要領等の写し	○	○
森林所有者や請負事業者と取引条件を明示した契約書等の写し	○	○
経理的な基礎に係る添付書類		
経理状況の概要（様式3）	△1	△1
貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3年分）	—	○
青色申告決算書等の写し（直近3年分）	○	—
中小企業診断士又は公認会計士による経営診断書等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる書類	△2	△2

- ※ ○印の書類を提出する。ただし、該当がない場合は提出不要。
- ※ △1印の書類は、貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写しを添付する場合は省略できる。
- ※ △2印の書類は、直近の事業年度において債務超過の状態となっている場合等に添付する。

愛知県林業経営体登録基準

第 1 「意欲と能力のある林業経営体」及び「適合事業者」かどうかを判断する際の基準

「意欲と能力のある林業経営体」及び「適合事業者」かどうかを判断する際の基準は以下のとおりとする。なお、本基準は、森林経営管理法第36条第2項及び第44条第2項に規定する要件に適合するか否かを判断する基準である。

1. 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること

表 1 愛知県林業経営体登録基準の(1)～(9)の項目（(1)の項目については①又は②のいずれか）のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。

ただし、市町村の推薦があったときは、その推薦をもって(1)の項目の基準を満たしているものとする。

また、(2)～(7)に関しては、1年以内に各項目の基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含む。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

2. 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること

次の2つの両方を満たしていること。

(1) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類に記載された経理状況が良好であること。

(2) 経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できること。

(説明)

「経理状況が良好であること」とは、以下のとおりとする。

- ・法人の場合、直近の事業年度の自己資本比率が0%未満でないこと（債務超過でないこと）及び経常利益金額等（損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額）が直近3年間において全てマイナスという状態になっていないこと。
- ・個人の場合、直近の事業年度の資産状況において負債が資産を上回っていないこ

と及び直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと。

- ・納付すべき税の未納がないこと。
- ・これらを満たさない場合、中小企業診断士又は公認会計士の経営診断書を申請書に添付する等今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

第2 「育成経営体」かどうかを判断する際の基準

「育成経営体」かどうかを判断する際の基準は以下のとおりとする。

表1 愛知県林業経営体登録基準の(1)～(8)の項目（(1)の項目については①又は②のいずれか）のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

表1 愛知県林業経営体登録基準

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある林業経営体 適合事業者	育成経営体	
(1)①生産量の増加又は生産性の向上	素材生産に関し、生産量又は生産性について、将来的に一定の水準以上を目指し、現状から5年以内に実現可能な目標を設定して現場作業の改善に取り組む。	左記の目標を有していること。 ただし、生産量又は生産性の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。	同左	現在の生産量の大小や生産性の高低は問わない。このため、生産量や生産性の下限等を設けない。 「一定の水準」については、生産量に関し5,000m ³ /年、生産性に関し間伐8m ³ /人日、主伐11m ³ /人日を目安とする。

<p>(1)②経営管理の対象となる森林の確保</p>	<p>経営管理の対象となる森林（所有権その他長期経営し得る権利を取得しているものに限る。）の面積について、一定の水準以上を目指し、現状から5年以内に実現可能な目標を設定して改善に取り組む。</p>	<p>左記の目標を有していること。 ただし、経営管理の対象となる森林の面積の実績が一定の水準以上ある場合には、当該実績以上の目標を有していれば足りるものとする。</p>	<p>同左</p>	<p>「その他長期間経営し得る権利を取得しているもの」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該民間事業者が経営管理実施権の設定を受けた森林 ・ 当該民間事業者が作成した森林経営計画の対象森林 ・ 5年以上の長期に渡り、受託者の判断で伐採等を行うことができる契約を締結した森林 <p>のいずれかとする。 「一定の水準」については、30haを目安とする。</p>
<p>(2)生産管理又は流通合理化等</p>	<p>ア 作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいること。 イ 製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等と連携したいわゆる「顔の見える木材での快適空間づくり」等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいること。 ウ 認定森林経営プランナーが在籍していること。</p>	<p>取組事項のいずれかに該当すること。</p>	<p>取組事項のいずれかに該当すること又は今後該当する意向を明らかにすること。</p>	

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある林業経営体 適合事業者	育成経営体	
(3)造林・ 保育の省力 化・低コス ト化	伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略、その他省力化・低コスト化の取組。	取組事項のいずれかに取り組んでいること。	取組事項のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。	
(4)主伐後 の造林の 確保	<ul style="list-style-type: none"> 主伐及び主伐後の造林を一体的に実施する体制を有すること。 主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいけば足りるものとする。 	取組事項のいずれにも該当する。	取組事項のいずれにも該当すること又は今後該当する意向を明らかにすること。	<p>「一体的に実施する体制」とは、主伐と造林の両方を実施できる体制があることとする。</p> <p>ただし、主伐と造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定、発注等により一体的に実施できる体制があることとする。</p> <p>「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合には、原則として造林を行っていること（経営管理実施権の設定を受けている森林については必ず造林を行っていること）とする。</p>

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある林業経営体 適合事業者	育成経営体	
(5)生産や 造林・保育 の実施体制 の確保	<p>ア 素材生産又は造林・保育に関して3年以上の事業実績を有すること。</p> <p>イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上であること。</p> <p>ウ 林業技能士（1級又は2級）が在籍していること。</p>	左記のいずれかに該当すること。	素材生産又は造林・保育に関しては1年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が1年以上あること。（林業技能士（1級又は2級）の在籍は不要。）	「意欲と能力のある林業経営体」及び「適合事業者」の登録基準について、「事業実績」及び「現場従事実績等」の「3年以上」については、連続していることを要しない。また、「3年以上」に満たない場合であっても、所属する現場作業職員が林業大学校等で2年間の課程を修了し、かつ1年以上の現場従事実績を有している場合等作業の質や安全性等に関して同程度以上の能力を有していると認められる場合は、基準を満たしているものとみなすことができる。
(6)伐採・ 造林に関する 行動規範の 策定等	伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等。	行動規範の策定等を行っていること。	行動規範の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。	<p>「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>行動規範やガイドライン等には、法令や規制を確認し、遵守することや伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込むこと。また、行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制を整備することが望ましい。</p>

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある林業経営体 適合事業者	育成経営体	
(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>ア 林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく各都道府県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組。</p> <p>イ 現場作業職員等に対し、労働安全衛生法に基づく安全衛生教育を行っている。</p> <p>ウ 労働者災害補償保険に加入している（一人親方等の特別加入を含む）。</p> <p>エ 以下に定める届出を行っている（届出の義務がない場合を除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法第48条の規定による届出 ・厚生年金保険法第27条の規定による届出 ・雇用保険法第7条の規定による届出 <p>オ 過去3年以内に休業4日以上の労働災害又は死亡災害（以下、「死傷災害」）が発生していないこと。ただし、死傷災害が発生した場合であっても、適切な再発防止策が定められた場合は、上記基準を満たしているものとする。</p>	取組事項のすべてに取り組んでいること。	同左	<p>「第4条に基づく・・・（略）・・・取組又はこれに準ずる取組」については、たとえば以下の取組が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休2日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の実施等の雇用管理の改善 ・リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 <p>「現場作業職員等」には現場作業を行う事業主自身を含むものとする。「安全衛生教育を行っていること」については、必要な安全衛生教育を修了していること、又はこれらと同等の技能有していると認められることとする。</p> <p>「適切な再発防止策が定められた場合」については、同種災害の再発防止策から見て妥当な内容であり、それが現場作業職員を含む組織内全員に周知されていることとする。</p>

項目	取組事項	登録基準		説明
		意欲と能力のある林業経営体 適合事業者	育成経営体	
(8)コンプライアンスの確保	<p>ア 以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者 ・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者 ・ 国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者 ・ (6)の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者 ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 <p>イ 以下のいずれにも該当すること。(令和8年度末までに以下のいずれにも該当することとなることが确实と見込まれる場合を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること 	左記の全てに該当すること。	同左	<p>「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。</p> <p>「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。</p> <p>「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等とする。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱いに関する要領などを整備していること 			
(9)常勤役員の設置	<p>法人においては常勤の役員を設置していること。</p> <p>ただし、常勤の役員を設置していない法人については、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される総会等の時までには設置するよう取り組む場合には、常勤の役員が設置されているものとして扱う。</p>	満たすこと。	—	

「あいちの五つ星林業経営体」の認定について

1 目的

「あいちの五つ星林業経営体」を模範とし、林業経営体が木材生産量の増加や生産性の向上、現場作業職員の職場環境の改善等の取組を進めることで、森林所有者及び現場作業職員の所得向上につなげ、若者が働きたいと思う魅力ある産業へと成長するための経営体づくりを促すことを目的とする。

2 認定基準

認定基準は、以下のとおりとし、以下の項目の基準のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を満たす数に応じ、星を付与する。

例えば、一つの項目の基準を満たす場合は、「あいちの一つ星林業経営体」、全ての項目の基準を満たす場合は、「あいちの五つ星林業経営体」に認定する。

- (1) 素材生産量に関し、県内素材生産量 5,000m³/年の実績を有する。
- (2) 素材生産の生産性に関し、間伐 8 m³/人日又は主伐 11m³/人日を達成している。
- (3) 直近3事業年度において、死亡災害が発生していない。
- (4) 直近の事業年度において、休業4日以上労働災害が発生していない。
- (5) 現場作業職員の平均年収が、直近の賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の年齢階級別の「きまって支給する現金給与額」の12ヶ月分に「年間賞与その他特別給与額」を加えた額を上回っている。

なお、参照する年齢階級は、現場作業職員の平均年齢により決定する。

3 認定の時期

第5の登録を実施する時に認定基準を満たすと認められる場合は、登録の日と同日に認定する。

また、第10の実施状況の報告の内容により認定基準を満たすと認められる場合は、実施状況報告書を受領した日から30日以内に認定する。

4 認定の有効期間

認定の日から、「意欲と能力のある林業経営体」又は「適合事業者」の登録期間の終期までとする。

5 認定の見直し

第10の実施状況の報告により、認定基準を満たす数に変更したと認められる場合は、認定を見直す。

また、認定基準を満たさないと認められる場合は、認定を取り消す。

様式 1 - 1

林業経営体名簿への登録に係る応募申請書
(意欲と能力のある林業経営体・適合事業者)

年 月 日

愛知県知事殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

(認定事業主の有無 有 ・ 無)

※該当する方に○をつけること

下記区域において森林経営管理法（平成30年法律第35号）に規定する経営管理実施権配分計画が定められる場合に経営管理実施権の設定を受けること又は集約化構想が定められる場合に当該集約化構想における一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望するので、林業経営体名簿への登録を応募申請します。

記

1 応募申請する登録区分

① 意欲と能力のある林業経営体

② 適合事業者

※該当する区分に○をつけること

2 経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域

--

3 一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域

--

(添付資料) 様式 2、3、4 及び関係書類

様式 1 - 2

林業経営体名簿への登録に係る応募申請書（育成経営体）

年 月 日

愛知県知事殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

（認定事業主の有無 有 ・ 無 ）

※該当する方に○をつけること

林業経営体名簿（育成経営体）への登録に係る応募申請をします。

（添付資料）

様式 2、3、4 及び関係書類

様式 2

経営管理に関する情報

1 ① 生産量の増加又は生産性の向上

※ 直近 3 事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。

※ 県外実績がある場合は、各合計欄に () 書き内数で数量を記載してください。

※ 「直営」は事業体が直接雇用する作業員等による施業を指し、他社『から』請け負って実施した分も含めます。「請負」は、他社『への』請負によって実施した分を指します。

事業区分	指標	内訳	直近 3 事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
			直近の前々年	直近の前年	直近		
生産	主伐	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
		材積 (m ³)	直営				
			請負				
			合計				
	生産性 (m ³ /人日)	直営					
	間伐	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
		材積 (m ³)	直営				
			請負				
合計							
生産性 (m ³ /人日)	直営						
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
	下刈り	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
	その他	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				

・事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年後)

・林業労働力の確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項の認定を受けた改善計画の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

・事業区域 県 市 (町村)

・素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載

・造林の請負がある場合は、主な業者名を記載

1 ②経営管理の対象となる森林の確保

※直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

		直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込
		直近の前々年	直近の前年	直近	
経営管理の対象となる森林	所有林(信託を受けた森林を含む)				
	経営管理実施権の設定を受けた森林				
	森林経営計画の対象森林				
	5年以上の長期受委託森林*				

※受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限る。

事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日
 目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

林業機械の保有状況

現状									
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台



目標とする事業年度の見込み									
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械は含まない。

以下の2～8の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

- ※ その他の取組等がある場合には、() 内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。
- ※ 該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。(添付書類で確認できる場合は省略可。)

2 生産管理又は流通合理化等

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
(1) 適切な生産管理			
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
作業システムの改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
(2) 原木の安定供給・流通合理化等			
製材工場等需要者との直接的な取引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
森林所有者や工務店等との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
	在籍している	在籍していない	
(3) 認定森林経営プランナーの在籍	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

3 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある
伐採・造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。

4 主伐後の再造林の確保	有している	1年以内に整備する予定	整備する意向がある	
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	取り組んでいる	1年以内に取り組む予定	取り組む意向がある	
主伐後の適切な更新	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

5 生産や造林・保育の実施体制の確保	3年間以上	1年間以上	1年間未満	実績なし
素材生産の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
造林・保育の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
林業技能士の在籍	1級が在籍	2級が在籍	1級・2級ともに在籍していない	
現場作業員（常用）に占めるフォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1級及び2級）の割合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3割以上	3割未満	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1級、2級及び3級）の人数をそれぞれ記載するとともに、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1級及び2級）の合計数を記載してください。なお、合計数については、複数所有している者が重複しないように留意してください（延べ人数ではなく実人数となるよう、いずれかで1カウント）。

6 伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定等 している	1年以内 に策定等 する予定	策定等 する意向 がある
独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

7 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善	取り組ん でいる	1年以内 に取り組 む予定	取り組む 意向が ある
現場作業職員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
現場作業職員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
(2) 労働安全対策	取り組ん でいる	1年以内 に取り組 む予定	取り組む 意向が ある
現場作業職員等への安全衛生教育	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
防護具の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
過去3年以内における休業4日以上の 労働災害（死亡災害を含む）発生の有無	有	無	

上記の労働災害が発生している場合、
 適切な再発防止策が定められている

※再発防止策については、林野庁ホームページ（森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり）に掲載している「災害事例から見る再発防止対策」等を参考にしてください。また、現場作業員を含む組織内全員に周知してください。

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

--

(3) 雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況				
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 ()人	人 ()人	人	人	人	人	人

- ・現場作業職員の平均年齢 才
- ・現場作業職員の平均年収 千円
（手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の金額）

(4) 技術者・技能者数

林業作業士	現場管理責任者	統括現場管理責任者	森林作業道作設オペレーター	森林施業プランナー	森林経営プランナー	1級林業技能士	2級林業技能士	3級林業技能士	森林総合監理士
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

- 注1 林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- 注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- 注4 森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再生林の推進など、これらの経営を担う者のこと。
- 注5 林業技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」に合格した者のこと。
- 注6 森林総合監理士（フォレスタ）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。
- 注7 その他、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士等の資格を有する者がいれば、記入すること。

(5) 労働災害の発生状況（休業4日以上）

直近3事業年度の発生状況		
直近の前々年 (年)	直近の前年 (年)	直近 (年)
人 (人)	人 (人)	人 (人)

※（人）は、死亡災害を内数で記載する。

8 コンプライアンスの確保

別添誓約書のとおり

9 常勤役員の設置（※法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組について記述してください。

--

様式3

経理状況の概要

1 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
純資産合計				
負債及び純資産合計				

2 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

※ 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出することにより、本様式の提出を省略することができます。

様式4

誓約書

年 月 日

愛知県知事殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

愛知県林業経営体登録基準に規定するコンプライアンスの確保の基準欄に記載された内容については、下記のとおり該当する者でないことを誓約します。

記

はい いいえ

業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、
又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過してい
ない者である

業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再
発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である

国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている
者である

行動規範等に違反した行為をしたと認められる者である

その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営
管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認める
に足りる相当の理由がある者である

事業主と森林所有者、事業主と請負事業者とで書面等により取引条
件を明示していない

個人情報取り扱いに関する要領などを整備していない

様式 5

林業経営体名簿

登録区分	
登録番号	
登録年月日（登録情報の変更年月日）	
登録の有効期間	
商号又は名称	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域	
一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域	
備 考	

※登録区分欄には、「意欲と能力のある林業経営体」または「適合事業者」、もしくは「育成経営体」を記入。

※経営管理実施権の設定を受けることを希望する区域欄は、「意欲と能力のある林業経営体」のみ記入。

※一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する区域欄は、「適合事業者」のみ記入

※備考欄には、「あいちの五つ星林業経営体」に認定している場合、その旨を記入。

※様式 2 と併せて名簿を整理すること。

様式6

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

林業経営体名簿への登録について（通知）

年 月 日付けで応募申請のありました林業経営体名簿への登録については、林業経営体名簿に登録したので通知します。

記

1. 登録区分：

2. 登録の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

様式 7

番 号
年 月 日

農林基盤局長 殿

農林水産事務所長

林業経営体名簿への登録について（報告）

年 月 日付けで から応募申請のありました林業経営体名簿への登録について、別添写しのとおり愛知県林業経営体公募・公表要領第 5 の第 1 項の規定により登録しました。

記

（添付資料）

- （1）様式 1 - 1 及び様式 1 - 2 による林業経営体名簿への登録に係る応募申請書の写し
- （2）様式 5 の林業経営体名簿
- （3）様式 6 による登録通知の写し

様式8

番 号

年 月 日

市 町 村 長 殿

愛知県知事 氏 名

林業経営体名簿（意欲と能力のある林業経営体・適合事業者）への登録
について（通知）

年 月 日付けで から応募申請のありました林業経営体名
簿（意欲と能力のある林業経営体・適合事業者）への登録について、別添写しのお
り愛知県林業経営体公募・公表要領第5の第1項の規定により登録しました。

（添付資料）

- (1) 様式1-1による林業経営体名簿（意欲と能力のある林業経営体・適合事業者）への登録に係
る応募申請書の写し
- (2) 様式5の林業経営体名簿
- (3) 様式6による登録通知の写し

様式 9

林業経営体名簿の変更届出書

年 月 日

愛知県知事殿

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで登録された林業経営体名簿について、下記のとおり変更
したいので届け出ます。

記

1. 登録区分：
2. 変更事項の内容（別添のとおり）
3. 変更の理由

(担当)

職・氏名

電話番号

ファックス

メールアドレス

(添付資料)

変更後の内容を記載した様式 2、3、4 及び関係資料

様式 10

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

林業経営体名簿の変更登録について（通知）

年 月 日付けで届け出のありました林業経営体名簿の変更については、
林業経営体名簿を変更登録したので通知します。

記

1. 登録区分：

2. 登録の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

様式 11

番 号
年 月 日

農林基盤局長 殿

農林水産事務所長

林業経営体名簿の変更登録について（報告）

年 月 日付で から届け出のありました林業経営体名簿
の変更について、別添写しのとおり愛知県林業経営体公募・公表要領第7の第3項の
規定により変更登録しました。

（添付資料）

- （1）様式9による林業経営体名簿の変更届出書の写し
- （2）様式5の林業経営体名簿（変更後）
- （3）様式10による変更登録通知の写し

様式 12

番 号

年 月 日

市 町 村 長 殿

愛知県知事 氏 名

林業経営体名簿（意欲と能力のある林業経営体・適合事業者）の変更
登録について（通知）

年 月 日付で から届け出のありました林業経営体名簿
の変更について、別添写しのとおり愛知県林業経営体公募・公表要領第7の第3項の
規定により変更登録しました。

（添付資料）

- (1) 様式9による林業経営体名簿の変更届出書の写し
- (2) 様式5の林業経営体名簿（変更後）
- (3) 様式10による変更登録通知の写し

様式 13

林業経営体名簿（意欲と能力のある林業経営体）

年 月 日現在

番号	林業経営体名	所在地	備考

※この名簿に登録された林業経営体は、森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定に基づき公表する民間事業者である。

※「あいちの五つ星林業経営体」に認定している場合、備考欄にその旨を記入。

林業経営体名簿（適合事業者）

年 月 日現在

番号	林業経営体名	所在地	備考

※この名簿に登録された林業経営体は、森林経営管理法第 44 条第 2 項の規定に基づき公表する民間事業者である。

林業経営体名簿（育成経営体）

年 月 日現在

番号	林業経営体名	所在地	備考

※この名簿に登録された林業経営体は、「林業経営体の育成について」（平成 30 年 2 月 6 日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）3(2)に基づき選定する育成経営体である。

（注）林業経営体名簿は、登録区分毎に別葉とする。

様式 14

番 号
年 月 日

様

愛知県知事 氏 名

林業経営体名簿の登録取消について（通知）

年 月 日付けで登録しました貴殿の林業経営体名簿は、下記の理由により、その登録を取り消しましたので通知します。

記

1. 登録区分：

2. 取消の理由

様式 15

番 号
年 月 日

農林基盤局長 殿

農林水産事務所長

林業経営体名簿の登録取消について（報告）

このことについては、別添写しのとおり愛知県林業経営体公募・公表要領第9の第1項の規定により登録を取り消しました。

（添付資料）

様式 14 による登録取消通知の写し

様式 16

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

愛知県知事 氏 名

林業経営体名簿（意欲と能力のある林業経営体・適合事業者）の登録
取消について（通知）

このことについては、別添写しのとおり愛知県林業経営体公募・公表要領第9の第
1項の規定により登録を取り消しました。

（添付資料）

様式 14 による登録取消通知の写し

様式 17

実施状況報告書

年 月 日

農林水産事務所長 殿
(農林基盤局長 殿)

主たる事務所の所在地

商号又は名称

代表者氏名

年 月 日付けで登録された林業経営体名簿について、実施状況を報告します。

(添付資料)
様式 18、19

経営管理に関する情報

1 ① 生産量の増加又は生産性の向上

- ※ 登録期間内の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。
- ※ 「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。
- ※ 県外実績がある場合は、各合計欄に（ ）書き内数で数量を記載してください。
- ※ 「直営」は事業体が直接雇用する作業員等による施業を指し、他社『から』請け負って実施した分も含めます。「請負」は、他社『への』請負によって実施した分を指します。

事業区分	指標	内訳	実施状況					目標とする事業年度の見込	目標とする項目
			1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	4年次 (年)	5年次 (年)		
生産	主伐	面積 (ha)	直営						
			請負						
			合計						
	材積 (m ³)	直営							
		請負							
		合計							
	生産性 (m ³ /人日)	直営							
		請負							
		合計							
間伐	面積 (ha)	直営							
		請負							
		合計							
	材積 (m ³)	直営							
		請負							
		合計							
生産性 (m ³ /人日)	直営								
	請負								
	合計								
造林・ 保育	植付 面積 (ha)	直営							
		請負							
		合計							
	下刈り 面積 (ha)	直営							
		請負							
		合計							
	その他 面積 (ha)	直営							
		請負							
		合計							

- ・ 事業期間
 報告する事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日
 目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日 (年後)
- ・ 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた改善計画の期間
 年 月 日 ～ 年 月 日
- ・ 事業区域 県 市 (町村)
- ・ 素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
- ・ 造林の請負がある場合は、主な業者名を記載

1 ②経営管理の対象となる森林の確保

※直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込を記載してください。

※ 県外実績がある場合は、各合計欄に（ ）書き内数で数量を記載してください。

		直近3事業年度の実績					目標とする事業年度の見込
		1年次 (年)	2年次 (年)	3年次 (年)	4年次 (年)	5年次 (年)	
経営管理の対象となる森林	所有林(信託を受けた森林を含む)						
	経営管理実施権の設定を受けた森林						
	森林経営計画の対象森林						
	5年以上の長期受委託森林※						

※受託者の判断で、伐採・販売・造林ができる契約であるものに限る。

・事業期間

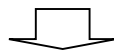
直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

・事業区域 県 市(町村)

林業機械の保有状況

直近事業年度末の状況									
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	スイングヤーダ	タローヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台



目標とする事業年度の見込み									
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	スイングヤーダ	タローヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ			
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械は含まない。

以下の2～8の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、（ ）内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ 該当するもの(チェックしたもの)について、具体的内容を記述してください。(添付書類で確認できる場合は省略可。)

2 生産管理又は流通合理化等

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む 予定	取り組む 意向が ある
(1) 適切な生産管理			
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
作業システムの改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
(2) 原木の安定供給・流通合理化等			
製材工場等需要者との直接的な取引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
森林所有者や工務店等との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
	在籍して いる	在籍して いない	
(3) 認定森林経営プランナーの在籍	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(1)及び(2)の該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な取組状況を記述してください。

3 造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	1年以内に 取り組む 予定	取り組む 意向が ある
伐採・造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)

上記のうち該当するもの(チェックしたもの)について、具体的な取組状況を記述してください。

4 主伐後の再造林の確保

	有して いる	1年以内に 整備する 予定	整備する 意向が ある	
主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)
	取り組ん でいる	1年以内に 取り組む 予定	取り組む 意向が ある	
主伐後の適切な更新	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な取組状況を記述してください。

5 生産や造林・保育の実施体制の確保

	3年間 以上	1年間 以上	1年間 未満	実績なし
素材生産の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
造林・保育の事業実績	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	1級が 在籍	2級が 在籍	1級・2級ともに 在籍していない	
林業技能士の在籍	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		3割 以上	3割 未満	
現場作業員（常用）に占めるフォレストリーダー、 フォレストマネージャー、林業技能士（1級及び2級）の割合		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1級、2級及び3級）の人数をそれぞれ記載するとともに、フォレストリーダー、フォレストマネージャー、林業技能士（1級及び2級）の合計数を記載してください。なお、合計数については、複数所有している者が重複しないように留意してください（延べ人数ではなく実人数となるよう、いずれかで1カウント）。

6 伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定等 している	1年以内に 策定等する 予定	策定等 する意向 がある
独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
所属する団体や都道府県等による行動規範等の策定等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な取組状況を記述してください。

7 雇用管理の改善及び労働安全対策

(1) 雇用管理の改善	取り組ん でいる	1年以内に 取り組む 予定	取り組む 意向が ある
現場作業職員の常用化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
現場作業職員への月給制の導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
退職金共済への加入などの福利厚生の充実	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
(2) 労働安全対策	取り組ん でいる	1年以内に 取り組む 予定	取り組む 意向が ある
現場作業職員等への安全衛生教育	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
労災保険への加入（一人親方等の特別加入を含む）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
防護具の着用の徹底	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (年後)
過去3年以内における休業4日以上の 労働災害（死亡災害を含む）発生の有無	有	無	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

上記の労働災害が発生している場合、
適切な再発防止策が定められている

定められている 定められていない

※再発防止策については、林野庁ホームページ（森林で働く人たちの安全で快適な職場づくり）に掲載している「災害事例から見る再発防止対策」等を参考にしてください。また、現場作業員を含む組織内全員に周知してください。

(1)及び(2)の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的な取組状況を記述してください。

(3) 雇用の状況 (年)

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況				
現場作業職員	事務系等職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
人 ()人	人 ()人	人	人	人	人	人

- ・現場作業職員の平均年齢 才
- ・現場作業職員の平均年収 千円
(手取り額ではなく、所得税、社会保険料などを控除する前の金額)

(4) 技術者・技能者数

林業作業士	現場管理責任者	統括現場管理責任者	森林作業道作設オペレーター	森林施業プランナー	森林経営プランナー	1級林業技能士	2級林業技能士	3級林業技能士	森林総合監理士
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

- 注1 林業作業士（フォレストワーカー）、現場管理責任者（フォレストリーダー）、統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。
- 注2 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。
- 注3 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。
- 注4 森林経営プランナーとは、木材の有利販売、事業体間の事業連携や再造林の推進など、これらの経営を担う者のこと。
- 注5 林業技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」に合格した者のこと。
- 注6 森林総合監理士（フォレスタ）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。
- 注7 その他、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士等の資格を有する者がいれば、記入すること。

(5)労働災害の発生状況（休業4日以上）

直近3事業年度の発生状況		
直近の前々年 (年)	直近の前年 (年)	直近 (年)
人 (人)	人 (人)	人 (人)

※（人）は、死亡災害を内数で記載する。

- 8 コンプライアンスの確保
応募申請時から変更なし

9 常勤役員の設置（※法人のみ）

既に常勤役員を設置している場合、常勤役員の状況について記載してください。

役職	(フリガナ) 氏名	住所	生年月日

現に常勤役員を設置していない場合、設置に向けた取組状況について記述してください。

--

様式 19

経理状況の概要

1 貸借対照表の要旨

区分		直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
資産	流動資産			
	固定資産			
	繰延資産			
資産合計				
負債	流動負債			
	固定負債			
	負債合計			
純資産	資本金			
	資本剰余金			
	資本準備金			
	その他資本剰余金			
	利益剰余金			
	利益準備金			
	その他利益剰余金			
	自己株式			
	評価・換算差額等			
純資産合計				
負債及び純資産合計				

2 損益計算書の要旨

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
売上高			
売上原価			
売上総利益			
販売費及び一般管理費			
営業利益			
営業外利益			
営業外費用			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税引前当期利益			
法人税等充当額			
税引後当期利益			

3 自己資本比率及び経常利益金額等

区分	直近の前々事業年度	直近の前の事業年度	直近の事業年度
自己資本比率 (%)			
経常利益			
減価償却費			
経常利益金額等			

※ 直近3年分の貸借対照表及び損益計算書等を提出することにより、本様式の提出を省略することができます。